決議案第２号

逗子海岸における安全の維持・健全化の推進を求める決議

標記の決議案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第１４条の規定により提出いたします。

平成２４年６月２９日

逗子市議会議長　眞下　政次　殿

逗子市議会議員　橋爪　明子
同　丸山　治章
同　君島　惟一郎
同　塙本　正子
同　加藤　秀子
同　高谷　清彦
同　横山　美奈

（別紙）

逗子海岸における安全の維持・健全化の推進を求める決議

逗子海岸海水浴場は、誰もが安心して楽しめるファミリービーチを目指しているが、近年、海の家の営業形態も様変わりし、深夜に及ぶ騒音、風紀の乱れ、ごみの散乱などの問題が多発し、その解決に向け、平成２０年「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」を制定し、行政、関係団体などによる開設期間中のパトロールも強化し取り組んできたところである。しかし、その後も、市民からの苦情は絶えず、更なる改善に向けて、今定例会に議員提案による「条例」の一部改正が行われたところである。

逗子海岸花火大会は、１０万人を超える観客の、何よりも安全確保が求められることから、今年は日程を変更し、浜辺の広さも充分に確保され、事故もなく無事に開催された。

今年の海水浴場開設に向けては、すでに近隣住民、行政、関係機関などの話し合いが行われているが、海開きも間近に迫っているなか、今定例会には、より一層の取り組みを求める「逗子海岸における安全の維持と健全化の推進を求める陳情」が提出され、全会一致で了承された。

よって、逗子市議会は、市長に対し、市民、周辺住民、関係団体や関係機関などの声を聞き、今年の花火大会の取り組みを検証し、次年度以降の取り組みに反映させること、また、海の家のルール違反などに対して市として責任を持った対応など、「条例」で求めている規則を定め、安心・安全な海水浴場となるよう、必要な措置を図られることを強く求めるものである。

以上のとおり決議する。

平成２４年６月２９日

逗　子　市　議　会